

サプライヤー、請負業者およびコンサルタント向け

Baker Hughes インテグリティ・ガイド

本ガイドは、コンソーシアム・パートナーにも適用されます。

ベーカーヒューズからのメッセージ

Baker Hughesは、揺るぎないインテグリティと高い水準の業務行為をもってあらゆることに取り組むことを方針としており、特にBaker Hughesのサプライヤー、請負業者、コンソーシアム・パートナーおよびコンサルタント（総称して「サプライヤー」）との取引においてもそれを実践しています。私たちは、国連グローバル・コンパクトの一員として、持続可能な発展の優先事項を前進させるため、人権、労働、環境、不正腐敗防止に関する10原則に向けた進展をサプライヤーに発信し、パートナーシップを結ぶことにコミットしています。Baker Hughes では、合法性、効率性および公正な商慣習に基づいてサプライヤーとの関係を築いています。Baker Hughes のサプライヤーは、Baker Hughes のために行う業務に関連して、この「サプライヤー、請負業者およびコンサルタント向け Baker Hughes インテグリティ・ガイド」（「本ガイド」）に定められ、その取引関係に適用される法規制上の義務に従わなければなりません。

各サプライヤーは、本ガイドに定める行動水準や当社の人権ポリシーのほか Baker Hughes との契約義務を自ら守るだけでなく、その従業員、作業員、代理人、供給業者および下請業者にも守らせる責任があります。本ガイドまたは Baker Hughes のサプライヤーに求められる業務行為の基準について不明な点がある場合は、担当の Baker Hughes マネージャーまたは下記の Baker Hughes のコンプライアンス問合せ先までご連絡下さい。

ベーカーヒューズのサプライヤーとしての責任

Baker Hughes のサプライヤーとして、次のとおり実践してください。

公正な雇用慣行：(i) 賃金や労働時間、採用および雇用契約に関する適用法令を遵守し、(ii) 各国・地域の法令で定められるとおり、従業員が団体交渉を行うために自ら選択した組合の結成・加入を自由に行えるようにし、(iii) 差別、ハラスメントおよび報復行為を禁止し、(iv) 国外から採用した従業員に対しては、雇用終了時に帰国費用を支払い、(v) 従業員から就職斡旋手数料を徴収せず、そのような手数料を従業員から徴収する会社を使用せず、(vi) 不正または誤解を招くような方法で採用を行わず、(vii) 従業員の身分証明書や入国書類を保持したり、破棄したりせず、(viii) 雇用条件は従業員が理解する言語で提示し、(ix) 適用可能な場合、オーストラリア及びイギリスの現代奴隷法、ノルウェー透明性法、その他人権を保護し、現代奴隷制を防止するために制定された法律を遵守する。

人権：(i) 事業運営および Baker Hughes のために行う業務において従業員等の人権を尊重し、(ii) 16 歳または最低就業年齢のいずれか高い方の年齢を下回る者、また危険およびハイスルク業務においては18歳未満の者を雇用せず、(iii) 強制労働者、囚人労働者、年季奉公人または身体的・性的・心理的な強制、搾取もしくは抑圧を受けている労働者を使用せず、人身売買または人身売買のほう助を行わず、(iv) タンタル、錫、タングステンおよび金は、紛争と関係がないと認定された調達先から調達する方針を採用してその仕組みを確立し、Baker Hughes の要請があった場合はタンタル、錫、タングステンおよび金のサプライチェーンについて裏付けとなるデータを Baker Hughes が指定するプラットフォームにて提出する。

多様性：多様で過小評価されている企業の利用、開発、促進を通じて、グローバルなサプライヤーの多様性に対する取り組みを支援し、参加することにより、多様性へのコミットメントを示すこと。これには、現在モニターされている多様性カテゴリーの1つまたはそれ以上によって51%所有、運営、管理されている認定企業が含まれる。

衛生と安全・環境（HSE）：(i) HSE 関連の適用法令および Baker Hughes が HSE に関して請負業者に要求する事項を遵守し、(ii) 原産国から合法的に調達、収穫、輸出される植物材料またはその派生物を含む材料をベーカー・ヒューズに供給し、(iii) 従業員に安全で衛生的な職場を提供し、(iv) 地域社会に悪影響を及ぼさず、(v) 生物の多様性を保護・保全し、生物の多様性の保護に関するすべての法律を遵守する。住宅を提供または手配する場合は、受け入れ国の安全基準を満たさなければならない。

エネルギー消費量と温室効果ガス排出量：(1) エネルギー効率を高め、その規模と資源に見合ったGHG排出量を削減するための取り組みを実施し、(2) 適切な施設または企業単位で、著しいエネルギー消費量とGHG排出量を追跡・文書化し、(3) 要請に応じて、エネルギー効率およびGHG排出削減プログラムの実施に関するデータまたは情報を提供する。

材料制限：製品および製造における特定の物質の禁止、開示、または制限に関して適用されるすべての法律、規制、および Baker Hughes の要件を遵守する。これには、REACH、RoHS、廃棄物枠組み指令など、リサイクルおよび廃棄のためのラベル表示が含まれるが、これに限定されない。サプライヤーは、Baker Hughesからの要請があれば、政府機関、ビジネスパートナー、または顧客への開示を必要とする可能性のある、Baker Hughesへ供給されるすべての材料に含まれる物質に関するデータを提供することが求められている。

官公庁との仕事、不適切な支払い、Baker Hughes 社員・代理業者との関わり：(i) 政府役人への贈賄禁止を含め、法に従った業務行為を義務付けるポリシーを策定のうえ実施し、(ii) Baker Hughes の調達業務、案件または取引に関連して、Baker Hughes の社員・代理業者・お客さまや政府役人に対し、直接間接を問わず、経済的価値のあるもの（現金、賄賂、贈答品、接待、リベートのほか、採用の申し出やコンテスト、大会または販促イベントへの参加など）の提供または提供の申し出を行わず、(iii) Baker Hughes の要請があった場合は、裏付けとなるデータを提出する。

利益相反 (Conflicts of Interest): (i) 貴社が行ういかなる行為も、Baker Hughes に対する貴社の責任に干渉したり、干渉していると理解されないようにすること。 (ii) Baker Hughes に対する貴社の責任を妨害する又は妨害するおそれのある利害抵触を開示すること。 (iii) 貴社と、Baker Hughes の従業員、役員、取締役または代理人との関係を開示すること（随時更新情報も提供すること）。貴社の責任には以下が含まれますが、これらに限定されません： (1) Baker Hughes の従業員、その家族または Baker Hughes を代表する者が貴社の一部を所有している場合、Baker Hughes に報告すること、 (2) Baker Hughes 従業員の家族が、貴社において Baker Hughes の事業に従事する場合は Baker Hughes に報告すること、 (3) 貴社が Baker Hughes の従業員、役員、取締役または Baker Hughes を代表する者に価値あるものを提供した場合、Baker Hughes に報告する。

競争法： Baker Hughes が予定・検討・実施中の調達案件に関して、価格、原価その他競争制限につながるような情報を第三者と共有または交換せず、第三者と共謀しない。

知的財産： 特許、商標および著作権のすべてを含め、Baker Hughes および第三者の知的財産権その他の財産権を尊重する。

セキュリティとプライバシー： (i) Baker Hughes 社員・お客さま・サプライヤーのプライバシーの権利を尊重し、Baker Hughes 社員・お客さま・サプライヤーのデータ（「Baker Hughes データ」）を保護し、 (ii) Baker Hughes データの不用意、不正もしくは違法な破損・変更・改ざん・紛失、Baker Hughes データの不正使用または Baker Hughes データの違法な処理を防止するために、その安全性及び秘密保持を確保する物理的措置、組織的措置および技術的措置を講じ、それを維持し、サプライヤーの事業・施設を組織犯罪やテロ行為から保護する。

貿易管理と通関： (i) Baker Hughes の書面による明示的な承諾がない場合に Baker Hughes の技術情報の第三者への移転を行わず、 (ii) 商品、サービス、ソフトウェア、技術または技術情報の輸出入・再輸出・移転に関して適用される貿易管理法令（権限のない個人・法人によるアクセスまたは使用に対する制限を含む）をすべて遵守し、 (iii) 米国の反ボイコット関連の法令や指針を把握し、Baker Hughes が米国の反ボイコット法令に基づく責任を問われたり、罰金を科せられるような作為または不作為を行わない。

管理上の責任： (i) 本ガイドおよび適用法令に則し、 (ii) 担当業務に関連する EHS、ビジネス倫理、労務、人権および法令遵守のリスクを洗い出し、管理するプロセスが含まれ、 (iii) 本ガイドの遵守を確認するために定期的に担当業務の自己評価およびサプライチェーンの監査の実施を求める管理体制を導入し、整備する。

コントローラシップ： Baker Hughes が関与する取引に関して Baker Hughes または政府当局に提出するか、第三者の監査を受ける請求書や通関関書類等において、供給または納入した商品・サービスとその価格について正確に記載し、すべての書類作成、連絡および会計上の判断を正確かつ誠実に行う。

質問や懸念を提起する方法

Baker Hughes のサプライヤーは、本ガイドに関連して Baker Hughes に影響を及ぼす懸念を把握した時点で、サプライヤーに関するかどうかにかかわらず、速やかに Baker Hughes に報告することが期待されています。この際、このような報告行為に適用される各国・地域の法令や法的制限に従うものとします。また Baker Hughes のサプライヤーは、Baker Hughes とサプライヤーに関連する懸念の調査が行われる場合は Baker Hughes に協力し、Baker Hughes が合理的に要請する措置を講じなければなりません。サプライヤーの業務が米国政府との契約に関連する場合、サプライヤーは、本ガイド違反の申立てがあったときは Baker Hughes に通知しなければなりません。

I. **質問・懸念の内容を明確に：** 懸念の当事者、内容は？ いつ発生したか？ 事実関係は？

II. **迅速な報告が重要**—Baker Hughes のサプライヤーは次のいずれかの方法で質問・懸念を提起することができます。

- 担当の Baker Hughes マネージャーに相談をする
- Baker Hughes の倫理ヘルプライン 1.800.288.8475（無料）、または米国以外からは +1.713.626.0521（コレクトコール）に電話する（英語のみ）
- 外部向けポータルサイト（reportconcerns.bakerhughes.com）経由で懸念点を報告する。
- bakerhughes.Ombuds@bakerhughes.com 宛に電子メールを送る（英語のみ）
- Baker Hughes のコンプライアンス問合せ先（Baker Hughes の法務担当者、コンプライアンス担当者など）に連絡する

III. **Baker Hughes ポリシーにより、懸念を報告した者に対する報復は禁止されています。**

以上を読み内容を理解しました。

サプライヤー社名	氏名及び署名	日付
----------	--------	----